

# 横手市農業を全力応援します

横手市では、将来に渡り意欲を持って農業に取り組んでいただけるよう、各種事業により農家の皆様を応援していきます。各事業の詳細は、それぞれの事業担当にお問い合わせください。

No.	事業名	ページ
<b>担い手を応援します</b>		
1	担い手の農地集積を支援します	2
2	集落型農業法人の立ち上げを支援します	2
3	農業経営の継承を支援します	2
4	中山間農地の担い手を支援します <b>[拡充]</b>	2
5	農業技術研修生を支援します	2
6		2
7	新規就農者を支援します	2
8	新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）	2
9	新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）	2
10	移住就農者を支援します	2
11	ホップ生産の維持・拡大を支援します	4
12・13	経営基盤強化の取組を支援します	4
<b>水田農業を応援します</b>		
14	特別栽培米の作付を支援します	4
15	化成肥料の低減や有機農業を支援します	4
16	重点振興作物・振興作物の作付けを支援します	4
17	色彩選別機の導入を支援します	4
18	ドローン、スマート農機の導入を支援します	4
<b>園芸農業を応援します</b>		
19	堆肥施用の取組経費を支援します	6
20	作業機械や施設の導入を支援します	6
21	園芸作物の導入・拡大を支援します	6
22	高収益作物導入推進事業	6
23	スマート技術の導入を支援します	6
<b>果樹農業を応援します</b>		
24	果樹産地の再生を支援します <b>[拡充]</b>	6
25	防除費用の負担を軽減します	6
<b>獣害対策を応援します</b>		
26	クマなどの害獣被害の防止対策を支援します	6
<b>畜産農業を応援します</b>		
27	デントコーンの作付を支援します	8
28	稲発酵粗飼料の購入を支援します	8
29	家畜伝染病予防接種を支援します	8
30	子牛生産に係る費用を支援します	8
31	牛・比内地鶏の増頭等を支援します	8
<b>農地や施設の整備を応援します</b>		
32	条件不利農地等の維持・補修を支援します	8
33	条件不利地域の基盤整備を支援します	8
34	被災した農地や施設の復旧を支援します	8
<b>6次産業化を応援します</b>		
35	6次産業化の取組を支援します	10
36	漬物製造設備の整備を支援します	10
<b>農業経営を応援します</b>		
37	経営資金の調達などを支援します	10



## 令和6年度の重点事業

元気な地域農業を実現するために！

### ◆クマなどによる獣害対策を拡充します

野菜、果樹、水稻、畜産を対象に、クマなどの害獣による被害を防ぐため、電気柵等の設置を支援します。  
補助金(個人)の限度額をこれまでの10万円から**15万円に拡充**します。

○獣害防止対策事業 P6 【担当:森林整備係 Tel 32-2114】

### ◆夏の高温・渇水対策を行います

夏場の高温や渇水対策のために導入する、ヒートポンプや冷房設備、遮光・遮熱資材なども、次の補助事業の補助対象となります。

○夢ある園芸産地創造事業 P6 }  
○園芸作物規模拡大強化事業 P6 } 【担当:作物振興係 Tel 32-2113】  
○高収益作物導入推進事業 P6 }

### ◆条件の不利な農地を維持します

中山間地域等の条件不利農地で、新たに農地を借り受ける担い手を支援します。  
田・畑は10aあたり5万円、**樹園地は10aあたり10万円**を補助します。  
また、農地の条件整備や農道・水路などの維持補修の取組にも支援します。

○中山間地域等経営継続支援事業 P2、8 【担当:農業政策係 Tel 32-2112】

### ◆新規就農を応援します

独立自営就農時の年齢が49歳以下の方に年間最大150万円、50歳以上60歳未満の方に年間最大120万円を最長3年間交付します。  
また、令和5年度以降に経営を開始した49歳以下の認定新規就農者の機械・施設等の導入を支援します。

○新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金） P2 }  
○新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業） P2 } 【担当:担い手育成係 Tel 35-2267】  
○ミドル就農者経営確立支援事業 P2 }

認定新規就農者の定着を支援するため、次の補助事業は認定新規就農者が機械・施設等を導入する場合に、より有利な補助率や上限額を設けています。

○夢ある園芸産地創造事業 P6 }  
○高収益作物導入推進事業 P6 } 【担当:作物振興係 Tel 32-2113】

また、融資あっせんでもより有利な条件で資金調達ができます。

○農業経営安定化対策資金（マル農） P10 【担当:農業政策係 Tel 32-2112】

このパンフレットは横手J-クレジットによりカーボン・オフセットされ横手の森林に貢献しています。



# 担い手を応援します

No	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
1	機構集積協力金交付事業 (地域集積協力金)	農業振興課 農業政策係 32-2112	地域内のまとまった農地を、担い手に集積・集約する地域を応援します。	農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域	農地中間管理機構への地域内農地の貸付割合に応じて 2割超4割以下 10,000円/10a 4割超7割以下 16,000円/10a 7割超8割以下 22,000円/10a 8割超 28,000円/10a	・実質化した人・農地プランの策定地域であること ・交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されること
2	集落型農業法人育成事業		設立後間もない集落型農業法人の経営安定化のため、決算等に係る費用の一部を助成します。	令和6年1月以降に設立された一定の要件を満たす集落型農業法人	税理士に書類作成等を依頼する場合の経費に対して 対象経費の1/2(上限:10万円)	令和6年1月から令和6年12月までに設立登記が完了した集落型農業法人であること
3	経営継承・発展等 支援事業		中心経営体等である先代事業者から農業経営を継承した後継者の経営発展に向けた取り組みを支援します。	令和5年1月以降に農業経営を継承し、経営発展に取り組む農業者等	農業経営を発展させる取り組みに必要な経費(上限:100万円)	・令和5年1月以降に先代事業者から農業経営に関する主宰権の移譲を受けていること ・税務申告を本人名義で行っており、青色申告者であること
4	<b>[拡充]</b> 中山間地域等経営継続 支援事業		担い手が不足している中山間地域等の条件不利農地を借り受けて農業経営を継続する経営体を支援します。	中山間地域等の条件不利農地を新規に借り受ける農業者等 ・田・畑 3年以上の借受 ・樹園地 5年以上の借受	借り受けた農地の面積に対して 田・畑 50,000円/10a 樹園地 100,000円/10a	借り受けた農地で、継続して農作物を生産・販売すること
5	農業研修奨励金	新規就農者や新部門開始に必要な技術を身に付けるための研修に係る経費の一部を助成します。	就農予定時の年齢が原則50歳未満の方で、市の研修機関や県の各試験場等で研修を受ける研修生	10万円/月(研修期間24カ月)	新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む者で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修修了後に市内就農が確実と見込まれる者	
			就農に必要な技術を身に付けるための研修に係る経費の一部を助成します。	就農予定時の年齢が原則50歳以上65歳以下の方で、市の研修機関等で研修を受ける研修生	5万円/月 (研修期間6カ月以上24カ月以内)	新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む者で、就農意欲が高く、研修修了後に市内就農が確実と見込まれる者
6	新規就農者育成 総合対策事業 (就農準備資金)	食農推進課 担い手育成係 35-2267	次世代を担う農業者となることを目指し、就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける方で、原則として49歳以下で就農する方に対し支援します。	就農予定時の年齢が49歳以下の方で、国の定める要件を満たす研修生	年間最大150万円(最長2年間)	県が認めた研修機関(市内では市園芸振興拠点センター、県果樹試験場)で1年以上研修し、研修修了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農、親元就農すること(親元就農は就農後5年以内に経営継承する又は独立・自営就農すること)
7	新規就農者育成 総合対策事業 (経営開始資金)		次世代を担う農業者となることを目指す方の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置付けられ、49歳以下で独立・自営就農する認定新規就農者に対し支援します。	独立就農時の年齢が49歳以下の方で、国の定める要件を満たす認定新規就農者	年間最大150万円(最長3年間)	次世代を担う農業者となることに強い意欲を有している方で、独立・自営就農とみなされる要件を満たすこと
8	新規就農者育成 総合対策事業 (経営発展支援事業)		経営開始時に49歳以下の認定新規就農者に対し、経営発展のために機械・施設等の導入を支援します。(対象事業費最大1,000万円)	独立就農時の年齢が49歳以下で令和5年度以降に新たに農業経営を開始した認定新規就農者	対象事業費の3/4以内(上限750万円) ・新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)の交付対象者は上限375万円	経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援。本人負担分について融資を受けていること
9	ミドル就農者 経営確立支援事業		次世代を担う農業者となることを目指す方の就農直後の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置付けられている方または農地中間管理機構から農地を借り受けている認定新規就農者または認定農業者に対し支援します。	独立就農時の年齢が50歳以上60歳未満の方で、県の定める要件を満たす認定新規就農者または認定農業者	年間最大120万円(最長3年間)	次世代を担う農業者となることに強い意欲を有している方で、独立・自営就農とみなされる要件を満たすこと
10	新規就農者定住支援事業	市外からの転入による新規就農者又は研修生に対して、市内の賃貸借住宅に居住するための家賃費用の一部を3年間支援します。	市内に住所を有した日から1年未満であること及び60歳以下の独立就農者又は研修生であること	賃貸借住宅の家賃(税抜)の1/2以内 ただし月額15,000円を上限とする	10年以上市内に住所を有し、独立就農を約することができる者	

予算の上限に達し次第、事業終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

No.	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
11	「横手のホップ」 ステップアップ事業	食農推進課 担い手育成係 35-2267	横手の地域資源であるホップの生産量維持に必要な設備、機械、共同利用設備や機械の修繕又は導入に係る経費の一部を助成します。	市内に住所を有するホップ 生産者及び生産団体	次の経費（税抜）の1/2以内 ・ホップ棚及び高所作業車等修繕費用 ・高所作業車（中古）導入費用 ・共同利用施設及び機械の修繕 ・共同利用機械の導入費用 など	ホップ生産量の維持・拡大と担い手の確保に寄与するものと認められること
12	農地利用効率化等 支援事業 (先進的農業経営確立支援タイプ)	農業振興課 作物振興係 32-2113	経営の高度化に取り組むために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。	農業者など	農業用機械・施設（耐用年数5～20年）3/10以内（上限：個人1,000万円、法人1,500万円）など	〈融資主体補助型です。要件等は個別にお問合せください。〉
13	農地利用効率化等 支援事業 (地域担い手育成支援タイプ)		経営基盤を確立し、更に発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。	農業者など	農業用機械・施設（耐用年数5～20年）3/10以内（上限：300万円）など	〈融資主体補助型です。要件等は個別にお問合せください。〉

No.12～13は前年度に要望取りまとめを実施しております。

## 水田農業を応援します

No.	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
14	特別栽培米 作付推進補助金	農業振興課 水田利活用係 32-2113	特別栽培米（JAS有機米、減農薬減化学肥料栽培米）の取り組みに助成します。更にニュースーパーコンを特別栽培米水田に使用した場合、上乗せ助成します。	農業者（個人もしくは集落営農）及び農業法人	特別栽培米 1,000円～6,000円以内/10a ニュースーパーコン 1,000円上乗せ/10a	特別栽培米の栽培、又は当該水田で横手市有機センターが製造する堆肥を施用していること
15	環境保全型農業 直接支払補助金		化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する（カバークロープ、堆肥他）又は全く使用しない（有機農業）取り組みを行っている農業者に対して助成します。	農業者の組織する団体又は一定の条件を満たす農業者等	800円～14,000円以内/10a ※単価は取組内容による	次の全てを満たすこと ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること ・国際水準GAPを実施していること（認証は必須ではありません） ・環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取組むこと
16	水田利活用 緊急支援対策事業		市の重点振興作物（注1）及び、振興作物（注2）を転作作物として作付けした場合、国の水田活用の直接支払交付金に上乗せして助成します。（下限要件有り。）	農業者（個人もしくは集落営農）及び農業法人	重点振興作物 4,000円以内/10a 振興作物 3,000円以内/10a	対象作物を生産、販売していること
注1 重点振興作物…すいか、ねぎ、枝豆、アスパラガス、トマト、きゅうり、ほうれん草、花き（菊、トルコギキョウ、ユリ、シンビジウム、ダリア、芍薬） 注2 振興作物…さといも、食用菊、にら、未成熟そらまめ、大根、にんじん、ピーマン、メロン、カリフラワー、キャベツ、葉たばこ						
17	横手米品質向上対策事業 (色彩選別機)	農業振興課 作物振興係 32-2113	一等米比率の向上と横手産米の更なるブランド化を図るため、色彩選別機の導入に係る経費の一部を助成します。	市内に住所を有する農業者（個人もしくは集落営農）及び農業法人	本体価格（税抜）の15%以内 （上限：農業者30万円、農業法人50万円）	次の全てを満たすこと ・籾摺乾燥調整器を保有している者 ・市税に滞納がない者
18	担い手を支える スマート農業実装支援事業		水稻等の土地利用型作物の生産に伴う農作業の効率化及び省力化負担を図るスマート農業機械等の導入に係る経費を支援します。	市内に住所を有する農業者（個人もしくは集落営農）及び農業法人等	【産業用ドローン】 ・ドローン購入費用（税抜）の30%以内（上限：農業者50万円、法人100万円） ・技能認定証取得費用（税抜）の1/2以内（上限：15万円） ※ドローンと認定証の一体取得が基本  ・大型スマート農業機械及び関連システム トラクター・田植機・コンバイン 自動操舵システム 事業費（税抜）の30%以内（上限300万円） ※ポイント制により得点の高い事業から採択の予定です	次の全てを満たすこと ・人・農地プランに位置付けられている者（新規就農者含む。） ・農業を主たる職業としている者 ・市税に滞納がない者

予算の上限に達し次第、事業終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 5

## 園芸農業を応援します

No.	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
19	野菜等生産力向上推進事業	農業振興課 作物振興係 32-2113	野菜づくりなどのために横手市有機センターが製造する堆肥の施用に係る経費を支援します。	販売農家又は集落営農	1,000円/1㎡	横手市有機センターが製造する堆肥を購入し、重点振興作物及び振興作物等を栽培しているほ場に施用していること
20	夢ある園芸産地創造事業		「経営力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」を目指し、園芸品目の生産に必要な施設・機械に対する経費を支援します。	認定農業者、認定新規就農者、機械共同利用組合	事業費（税抜）の1/3～1/2以内	事業実施後の販売額が実施前の販売額よりも、事業費（税抜）の11/30（新規就農者は1/6倍、非農家出身の新規就農者1/4倍）以上増加すること。
21	園芸作物規模拡大強化事業		園芸作物（野菜・花き等）の経営面積を拡大する農業者に対し、規模拡大に必要な農業用機械や施設整備等に必要な経費を支援します。	市内に住所を有し、又は主な経営地域が市内である。また、農産物を生産及び販売する個人、法人、農協生産部会等	事業費（税抜）の1/3以内 （上限額 300万円）	・事業実施後の販売額が補助金額の4/5倍以上増加すること ・財産処分要件あり
22	高収益作物導入推進事業		高収益が期待される園芸作物（野菜・花き等）を導入し、農業所得向上に向けた取り組みに必要なパイプハウス・農業用機械等の導入に必要な経費を支援します。	市内に住所を有し、又は主な経営地域が市内である。また、農産物を生産及び販売する個人、法人、農協生産部会等	対象作物により補助率が異なります。 ・重点振興作物（維持） 1/2以内 （新規・拡大） 2/3以内 ・それ以外の作物（維持） 1/3以内 （新規・拡大） 1/2以内 （各上限額あり。なお、重点振興作物に取り組む新規就農者にとっては、上限額を嵩上げ。）	・対象作物を作付し、相当程度の生産量又は販売金額が見込まれること ・国又は県の補助事業に該当しないこと ・重点振興作物は次のとおりです。 （すいか、ねぎ、えだまめ、アスパラガス、トマト、きゅうり、ほうれんそう、花き）
23	担い手を支えるスマート農業実装支援事業		園芸作物（果樹含む。）の生産に伴う農作業の効率化及び省力化負担を軽減するスマート農業機械等の導入に係る経費を支援します。 （アシストスーツ、自動草刈機、自動散布機など）	農業者、農業協同組合、農協生産部会、機械共同利用組合等	対象経費の1/2以内 （上限：50万円/台）	次の全てを満たすこと ・園芸作物を生産・販売していること ・国又は県の補助事業に該当しないこと ・市税に滞納がない者

No.20は前年度に要望取りまとめを実施しております。

No.21、22、26についてのリーフレットは、各地域局の窓口などにあります。

## 果樹農業を応援します

No.	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
24	〔拡充〕 果樹産地再生支援事業	農業振興課 作物振興係 32-2113	次の経費を支援します。 ・農機の導入 ・園内道の補修 ・放任園及び廃園の樹木の伐採等 ・土壌改良資材の購入 ・耐久性の高い資材や防風設備の導入 ・人工授粉資材の購入	市内で果樹を生産・販売している農業者、農業法人及び農協果樹部会、共同防除組織等	農機の導入事業 1/3以内 （上限30万円） 園内道整備事業 1/2以内 （上限50万円） 放任園解消事業 2/3以内 （上限50万円） 健全化事業 1/2以内 生産資材等導入事業 1/3以内 品質向上事業 1/3以内 防除機械（スピードスプレーヤー） 導入事業 対象：共同防除組織 1/3以内 （上限100万円）	園内道整備事業、放任園解消事業、防除基盤整備のための農業機械（SS）については事前協議を必要とする
25	果樹等自然災害復旧対策事業		自然災害（風害や雪害等）により被害を受けた果樹農家に対し、経営支援策として防除薬剤購入に係る経費を支援します。	市内で果樹を生産・販売している農業者、農業法人及び果樹共同防除組合等	防除薬剤費（税抜）の15%以内 （栽培暦等により算定した標準防除薬剤費が上限額）	果樹を生産販売していること

## 獣害対策を応援します

No.	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
26	獣害防止対策事業	農林整備課 森林整備係 32-2114	害獣による農畜産物の被害防止のため、電気柵などの設置費用を支援します。	農業者、農業法人、農業協同組合、果樹防除協同組合等	対象資材費の1/2以内 （上限額 個人：15万円、団体等：30万円）	・害獣による農畜産物の被害が確認できること ・国又は県の補助事業に該当しないこと

予算の上限に達し次第、事業終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 畜産農業を応援します

No	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
27	デントコーン 作付支援補助金	農業振興課 水田利活用係 32-2113	デントコーンの作付に係る経費の一部を助成します。	農業者（個人もしくは集落 営農）及び農業法人	1,000円以内/10a	飼料作物であるデントコーンを生 産、販売していること
28	耕畜連携推進事業費 補助金		個人の畜産農家が、稲発酵粗飼料を購入する経費の 一部を助成します。	市内に住所を有する畜産農 家（個人）	1,000円以内/1ロール（300kg）	市内の耕畜農家が生産した稲発酵粗 飼料を購入すること
29	家畜伝染病 予防接種事業	農業振興課 作物振興係 32-2113	家畜伝染病予防接種の費用の一部を助成します。	畜産農家	牛アカバネ 1,000円/頭以内 豚丹毒 70円/頭以内、鶏 NDIB450 円/本以内 など	市内畜産農場において、予防接種の 実施において時期や回数など適正に 行い、かつ農家手数料の未納がない こと
30	子牛生産奨励費事業		子牛生産に係る経費の一部を助成します。	子牛生産農家	4,500円/頭 （1回あたり上限 30万円）	横手市内において生産された黒毛和 種であること
31	夢ある畜産経営 ステップアップ支援事業		畜産経営における家畜（牛・比内地鶏）の増頭に対 して奨励金を出すとともに、畜産経営や飼料作物の 生産に必要な施設・機械の経費を支援します。	認定農業者、畜産クラ スターの中心的経営体、機械 共同利用集団、堆肥共同利 用集団、認定就農者	奨励金は定額 事業費（税抜）の 1/3～1/2 以内 （下限補助金額：10万円）	事業実施後の販売額が実施前の販売 額よりも、県補助金額の 1.2 倍（新 規就農者は 1/2 倍）以上増加するこ と。

## 施設整備を応援します

No	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
32	中山間地域等 経営継続支援事業	農業振興課 農業政策係 32-2112	中山間地域等の条件不利農地における農地の条件整 備や農業用施設（農道・水路等）の維持補修に係る 経費の一部を助成します。	中山間地域等で農業生産活 動を継続する農業者等	人件費や燃料費を除く対象経費の 1/2 以内（上限：20万円）	・農地の条件整備については、農作 物を生産・販売する場合に限る ・農業用施設については、土地改良 区が管理しているものを除く
33	小規模農業 基盤整備事業	農林整備課 農村整備係 32-2114	条件不利地域等の農業基盤及び農村生活基盤の強化 を図ります。 ※事業工種：農道、用排水路（揚水ポンプ含む。） 圃場整備（畑地化、客土、暗渠含む。）	3戸以上で組織する農業者 組織	事業費の 1/3 以内	・国又は県の補助事業に該当しない こと。 ・土地改良区の管理以外のものでは ないこと。 ・受益戸数が 3戸以上であること。 ・総事業費が 40万円を超えること。 ・1人につき 50万円を超えない総 事業費であること。
34	農地及び農業用施設 災害復旧事業		豪雨等により被災した農地及び農業用施設（農道、 水路等）の復旧に要する費用の一部を助成します。 ※復旧費用が 40万円を超えるときは、一定の要件 のもと、国庫補助事業により復旧できる場合があります。	農業者、施設の維持管理組 合等 ただし、激甚災害の指定が なされた場合は、上記に加え 土地改良区も対象とする	農地 4/10 以内 農業用施設 5/10 以内  激甚災害の指定がなされた場合、 農地 5/10 以内 農業用施設 6.5/10 以内	・公共災害に該当しないこと ・事業費が 40万円未満であること ・被害額が 10万円以上（激甚災害 として政令で指定された場合に あっては 5万円以上）であること

予算の上限に達し次第、事業終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 6次産業化を応援します

No.	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
35	6次産業化 推進支援事業	食農推進課 ブランド推進係 35-2267	横手市産の農産物等を活用し、6次産業化に取り組む際の経費の一部を補助します。	市内の農業者、農業法人、農業団体、農業者と連携する事業者等	<b>【ソフト事業】</b> ・加工品等のデザイン開発に要する経費 ・加工品等の生産、流通及び販路開拓に関する調査に要する経費 ・加工品等開発のための研修その他人材育成に要する経費 ・加工品等の成分分析に要する経費 ・営業許可取得に要する経費 30万円を上限とし、対象経費（消費税を除く）の1/3以内。※千円未満切捨て <b>【ハード事業】</b> ・農産物等を加工するための施設の新設および改修、設備の購入および機器設置等に要する経費 50万円を上限とし、対象経費（消費税を除く）1/2以内。※千円未満切捨て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6次産業化の推進を行う事業であること</li> <li>・横手市産の農産物を使用した商品開発や改良等であること</li> <li>・販路拡大や原材料の生産拡大が見込まれること</li> <li>・当該事業に対し、他の機関（国・県等）から補助を受けていないもの</li> </ul>
36	漬物製造等事業 継続支援事業		食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正に伴い、漬物製造等の事業継続が困難な事業者に対し、事業継続に係る製造施設設備の整備、改修に要する経費の一部を補助します。	農産物加工品の製造及び販売を行う市内の事業者	事業費（税抜）の4/10以内（上限額 40万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備、改修の翌年から3年間の漬物製造販売額が維持されること</li> <li>・当該事業に対し、他の機関（国・県等）から補助を受けていないもの</li> </ul>

## 農業経営を応援します

No.	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
37	農業経営 安定化対策資金 (マル農)	農業振興課 農業政策係 32-2112	<b>【一般型】</b> 農業経営に必要な資金の融資あっせんを行います。 （貸付限度額：個人 1,000万円、法人等 1,500万円） ※借入については市内の JA 秋田ふるさと・秋田銀行・北都銀行へご相談ください。 ※新規就農者は就農1年目に限り上限 100万円の融資が可能	<b>【一般型】</b> 市内の全ての農業者	<b>【一般型】</b> 農業施設の整備、農機具の購入、運転資金など（汎用性の高いものは除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家基本台帳に登載されていること</li> <li>・市税等に滞納のないこと</li> <li>※ただし、融資の可否については金融機関の審査による</li> </ul>
			<b>【保証料補助金】</b> 借入のために必要な保証料を補助します。	横手市農業経営安定化対策 資金借入者	支払った保証料の全額	秋田県農業信用基金協会へ分割後取り方式で保証料を納めること（償還の延滞により補助対象外になる場合あり）
			<b>【借入者利子補給】</b> 農業者が借り入れた場合、利子相当額の一部を補助します。	横手市農業経営安定化対策 資金借入者	貸付利率の 1/2 （融資を受けた日から 2年間）	償還の延滞により補助対象外になる場合あり

予算の上限に達し次第、事業終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。